

# 使用許諾契約書

本使用許諾契約書（以下「本契約書」）は、お客様とビジネスアプリケーションの間で、本ソフトウェア（以下「本製品」）に関して締結する法的な契約書です。本契約書を十分にお読みください。本契約書にご同意いただけない場合は、本製品の封が解かれていない（未使用である）ことを唯一の条件として返品を承認いたします。その場合は、本製品をお求めになった取扱店にご返却くだされば、代金を返却いたします。本製品の封が解かれた場合には、本契約書にご同意いただいたものとし、返品には応じかねます。本契約書にご同意いただいた場合には、お手数ですが同封の登録カードに必要事項をご記入のうえ、ビジネスアプリケーションまでご送付ください。ご送付いただいたお客様に対し、ビジネスアプリケーションは本製品の使用を許諾いたします。また、登録カードの内容に変更があった場合には、ビジネスアプリケーションまでご連絡くださいますようお願い申し上げます。

## 1. 使用許諾

本契約書はお客様に対し、以下の権利を許諾します。

- 1件の使用許諾に対し、5台以内コンピューターの同時接続する権利を使用許可します。10台以内の同時接続を希望する場合は、2件の使用許諾を受けてください。

## 2. 著作権

- 本製品（本製品が動作するために必要な再頒布可能コンポーネント及び再頒布可能ファイルを含みます）及び付属のマニュアルなどの文書についての権限及び著作権は、ビジネスアプリケーション及びその提供者が有するもので、著作権法及び国際条約の規定によって保護されています。
- ただし、お客様は次のことを行うことができます。本製品のバックアップのみを目的として、コピーを一部に限り作成すること。
- お客様は、本製品のマニュアルなどの文書を複製することはできません。
- 本契約書に明示的に許諾されていない権利は、すべてビジネスアプリケーションに留保されています。

## 3. 保証の範囲

この保証は、日本国内でのみ有効となります。

- ビジネスアプリケーションは、本製品の動作が付属のマニュアルに従って実質的に動作しない場合、または、ソフトウェアの記憶媒体またはマニュアルに物理的な欠陥がある場合、お客様が本製品のお買い上げ後90日間に限り補修または交換に応ずるものとします。ただし、再頒布可能コンポーネント及び再頒布可能ファイルについては、ビジネスアプリケーションは一切保障の対象とはしていません。
- 本製品の欠陥が、天災、事故、お客様の過失等、ビジネスアプリケーションの責任に帰すことができないことが原因であるときは、ビジネスアプリケーションは保障の責任を負いません。
- ビジネスアプリケーションは、本製品の使用または使用不能から生ずる本契約書に規定されていない、いかなる損害に対しても一切の責任を負わないものとします。
- ビジネスアプリケーションが損害について責任を負ういかなる場合においても、ビジネスアプリケーションの責任はお客様が本製品の代金としてお支払いになった金額を越えないものとします。

## 4. その他

- お客様は、本製品の一部または全部を、いかなる形態においても第三者に提供したり、使用させることはできません。
- お客様は、本製品に対して、逆アセンブル、逆コンパイル等のリバースエンジニアリングを行ってはなりません。
- システムの再インストールが必要な場合はビジネスアプリケーションにお問い合わせいただきビジネスアプリケーションがインストールする事になります。

株式会社ビジネスアプリケーション

東京都練馬区貫井 2-16-30 アサヒビル

TEL 03-3577-8828

FAX 03/3577-8856